

家庭用ガス暖房契約選択約款

東 日 本 ガ ス 株 式 会 社

平成24年 10月 1日実施

1. 目的

この選択約款は、家庭用ガス暖房機器等の普及を通じ、当社の供給設備の効率的利用及び効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、関東経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「ガス暖房機器」（以下「暖房機器」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、住宅の居室において暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。ただし、温水を利用して暖房を行うシステムは除きます。
- (3) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいい、台所、洗面所、住宅内の廊下を含みます。
- (4) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税、および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5パーセントといたします。
- (7) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金、または調整単位料金をいいます。
- (8) 「我孫子地区」とは、一般ガス供給約款の別表第1. 供給区域のうち、1. の区域をいいます。
- (9) 「取手地区」とは、一般ガス供給約款の別表第1. 供給区域のうち、2. の区域をいいます。
- (10) 「栄地区」とは、一般ガス供給約款の別表第1. 供給区域のうち、3. の区域をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 住宅において、居室で暖房機器を使用すること。
- (2) 1需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は以下の規定にもとづき決定いたします。
 - ① 新たにこの選択約款にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の一般ガス供

給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）の翌日を契約開始日といたします。
なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。

- ② 新たにこの選択約款にもとづき契約を開始した場合は、契約期間は、契約開始日からその前日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立ってこの選択約款にもとづく契約の解約、または変更の申し込みがない場合は、この選択約款にもとづく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款、または他の選択約款の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。（(5)において同じ。）
 - (5) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款にもとづく契約の契約期間満了前に同一需要場所で、この選択約款にもとづく契約の解約と同時に他の選択約款の適用の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
 - (6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款の適用の申し込みを承諾できないことがあります。
 - (7) お客さまは、この選択約款にもとづく契約を締結された場合、同一需要場所において他の選択約款、または一般ガス供給約款にもとづくガスの使用契約は締結できません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日、および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの期間については、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、一般ガス供給約款に定める料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

[我孫子地区、取手地区]

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第1の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたし

ます。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1の1(1)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当り)

$$= \text{基準単位料金} + 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当り)

$$= \text{基準単位料金} - 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

71,480円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表第1の1(1)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額とします。

ただし、その金額が114,370円以上となった場合は、114,370円といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9604 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0393$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所及び支社に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

[栄地区]

(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第2の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2の1(1)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当り)

$$= \text{基準単位料金} + 0.134 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当り)

＝基準単位料金－0.134円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

81,210円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表第2の1(1)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりプロパン平均価格の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が129,940円以上となった場合は、129,940円といたします。

(備考)

トン当たりプロパン平均価格は、当社の営業所及び支社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 名義の変更

お客さま、または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部、もしくはこの選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま、または当社はこの選択約款にもとづく契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更

2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、当社は、この選択約款にもとづく契約を変更できるものといたします。

11. 契約の解約

(1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、契約期間満了前であっても、この選択約款にもとづく契約を解約できるものといたします。ただし5(4)(5)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。(2)において同じ。)

(2) お客さまに契約違反があった場合(4に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出にもとづき、契約期間満了前であっても、この選択約款にもとづく契約を解約できるものといたします。

(3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの選択約款にもとづく契約を終了いたします。契約終了日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)といたします。ただし、同一需要場所で、この選択約款にもとづく契約の解約と同時に一般ガス供給約款、または他の選択約款の適用の申し込みをされた場合(5(4)(5)により、契約の締結に制限を受ける場合があります。)は、契約終了日は解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

12. 精算

すでにこの選択約款を適用のお客さまで、4に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

13. 設置確認

(1) 当社は、暖房機器の設置の有無等、4に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し、契約終了日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

(2) 暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、暖房機器を取り外した場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、11の規定にもとづきこの選択約款にもとづく契約を解約いたします。

14. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は、平成24年10月1日から実施いたします。

2. 本約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 当社は、平成24年9月30日までガス選択約款(家庭用ガス暖房契約)（以下「旧選択約款」という）の適用があり、平成24年10月1日以降本契約においても引き続き同一の契約種別の適応があるお客様について、平成24年9月30日が含まれる料金算定の早収料金は、次の算式により算定いたします。

(算 式)

早収料金＝旧選択約款適用期間の早収料金＋本選択約款適用期間の早収料金

旧選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金×D1／D＋旧選択約款の調整単位料金×V1

本選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本選択約款の基本料金×D2／D＋本選択約款の調整単位料金×V2

(備 考)

D ＝料金算定期間の日数

D1 ＝Dのうち平成24年9月30日までの期間に属する日数

D2 ＝Dのうち平成24年10月1日以降の期間に属する日数

V ＝料金算定期間の使用量

V1 ＝旧選択約款適用期間の使用量

＝V×D1／D（1立方メートル未満の端数切り捨て）

V2 ＝本選択約款適用期間の使用量

$$=V-V1$$

(2) 適用料金は、旧選択約款の料金、本供給約款の料金とも、いずれに該当するかは、以下により判定いたします。

① 旧選択約款適用期間については、次の算式により算定した1か月換算使用量により判定します。

(算式)

$$1 \text{ か月換算使用量} = V1 \times D / D1$$

② 本選択約款適用期間については、次の算式により算定した1か月換算使用量により判定します。

(算式)

$$1 \text{ か月換算使用量} = V2 \times D / D2$$

(3) 当社は、平成24年9月30日まで平成21年11月1日実施の選択約款に基づき契約を締結されていた方で、平成24年10月1日以降この選択約款が適用される方については、本選択約款においてもその契約期間を適用いたします。

(別表第1)

[我孫子地区、取手地区]

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は、2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(2) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルをこえ、204立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が204立方メートルをこえ、511立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が511立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	735.00円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	---------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	196.44円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,249.50円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	171.30円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,082.15円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	154.65円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	4,924.50円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	140.71円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	9,219.00円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	132.30円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表第2)

[栄地区]

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は、2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(2) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから13立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が13立方メートルをこえ、43立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が43立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	913.50円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	---------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	252.21円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,396.50円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	215.06円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,300.15円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	170.79円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。